

災害対策の機能について

新施設には、施設整備の基本方針「防災の拠点となる施設」を踏まえ、次のような災害対策の機能を持たせます。

なお、これらの機能における具体的な検討は、構成市町村の「地域防災計画」及び「災害廃棄物処理計画」との整合を図りながら施設基本設計の段階で行うこととします。

1 災害時の避難所機能

新施設は、見学者の受入れ等で使用する部屋を活用して、災害時における避難所機能を持たせることとします。

2 災害備蓄倉庫

災害時に必要となる備蓄品は、施設の運営維持に必要な物品（燃料、排ガス処理薬剤、プラント用水等）のほか、避難された人に必要な物品（飲料水、食料、薬品及び衛生品等）が考えられます。

備蓄量及び必要となる保管庫は、避難された人及び職員の数、災害の規模、想定されるライフラインの復旧時間等を考慮して検討する必要があります。

3 災害時における温水や電力の供給

被災後、施設内の異常や破損等を確認し、運転の継続に問題がなければ、焼却熱を利用した温水や電力の供給が可能となります。

温水は、被災者が利用でき、電力も幅広く活用することが可能なことから、これらを効率よく供給するための災害時供給設備を設置します。

4 災害廃棄物の効率的な処理機能

災害廃棄物の処理を見込んだ焼却能力を持つとともに、施設北側の緑地帯については、災害時における災害廃棄物の一時保管場所としての機能を持たせることとします。